

# 伊勢市公報

第393号  
令和4年3月22日  
火曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について	6
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	7
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	8
○ 犬の抑留について	9
○ 犬の抑留について	10
○ 公示送達	11
○ 公示送達	12
○ 公示送達	13
○ 公示送達	14

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和4年3月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 精神保健福祉士の項の次に次のように加える。

作業療法士		1	44	52
-------	--	---	----	----

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

伊勢市告示第 25 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 2 月 24 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
〃	令和 4 年 2 月 24 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	6 台
計			11 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

#### 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

#### 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和4年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,097 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,469 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

34,938 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 104,813 人

## 伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第195回総会を次のとおり招集します。

令和4年3月8日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年3月15日（火）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第6号 非農地証明願について
  - 議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。



## 伊勢市公告第16号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和4年3月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町元町	雑種	白	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和4年3月9日

3 抑留期限 令和4年3月16日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第17号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和4年3月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑種	茶	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和4年3月7日

3 抑留期限 令和4年3月16日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 18 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度軽自動車税（種別割）納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略

伊勢市公告第 19 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 20 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 21 号

公 示 送 達

下記の者の平成 31 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略